

〈特 集〉

「特集・法学部開設五十周年 記念シンポジウム」の趣旨について

春 日 勉

本学法学部は、今年、開設五十周年という節目の年を迎えた。そこで、これまで、本学法学部との間で学術交流協定を結んだ韓国・朝鮮大学法学院、中国・浙江工商大学法学院、中国・浙江工業大学法学院より代表者を招聘し、各国の大学法学部が直面する共通の課題である「法学教育」をテーマとして、記念シンポジウムを開催することとした。

日本では、90年代後半から、活発に議論されてきた司法改革が2000年代に入り具体化された。新司法試験の導入により、法学部を要する大学には、法科大学院が設置され、大学が法律専門家を養成する中心機関として位置づけられるなど、新たな展開がみられた。また、国の規制緩和により、パラリーガルといわれる司法書士、行政書士などの職域が拡大されたために、地域における法律専門家の役割も増大した。さらに、裁判員裁判の導入などにより、市民に対する法学教育の在り方も論点となった。社会は、ますます複雑多様化して、紛争解決のために、司法機関が果たす役割は重視され、法化社会とよばれるほど、一般の市民も法律に関心をもち、司法機関の判断に注目するようになった。加えて、企業の活動は国内にとどまることなく海外の企業との紛争の解決、摩擦の解消、さらに、グローバルスタンダードを尊重した企業活動があたりまえになるなど、国際法をみすえた法学教育の在り方も注目された。こうした中で、日本では、法曹養成制度はどうあるべきか、従来の法学教育をどの

ように見直せばよいか、実務法学の台頭と大学における法学教育、市民に対する法学教育と大学の役割、グローバルスタンダードと法学教育など、幅広い視点から法学教育が議論されてきた。

当シンポジウムは、以上の点で、韓国や中国、また、それぞれの大学がこうした共通する諸問題にどのように取り組んでいるのか、例えば、大学におけるディプロマポリシーとその具体的な取り組み、法曹養成、法学教育をめぐる各国の事情、大学における教養法学の価値などテーマとして自由にご講演頂き、問題意識を共有したいとの意図で企画された。当シンポジウムは、2017年6月8日に、本学ポートアイランドキャンパス大講義室で開催された。当日は、韓国・朝鮮大学より、李映録先生、中国・浙江工業大学より、李正日先生、中国・浙江工商大学より、権承文先生にご講演頂いた。一部を講演会、二部をパネルディスカッションとし、パネルディスカッションでは、各国が直面する課題と、取組みについて意見交換した。当日のシンポジウムは、五百人余りの学生と教職員が参加して盛大に催された。そこで改めて大学における法学教育の重要性について考察することができた。ご協力頂いた関係者の皆様方には、この場をお借りして深く感謝申し上げたい。以下では、各先生方による講演を「特集」として掲載することで、この記念行事のまとめにかえたい。